○関東地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九七一番一から同町大字豊原乙字川東二九七一番一まで	前	一四・八三～一八・八九メートル
	後	一八・三四～一九・二八キロメートル〇・〇〇九

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	四号
供用開始の区間	栃木県那須郡那須町大字寺子丙字前原三〇六四番一地内から〃まで
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
供用開始の期日	令和七年十月十日

○北陸地方整備局告示第五十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月十日

北陸地方整備局長　髙松　論

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽表取締役　谷口　吏		
アムズ㈱		
アムズ　ＥＸ―16型	4―20Ｋ―１Ｄ―001	4―25Ｋ―１Ｄ―001
〃　ＥＸ―18型	〃　―１	〃　―１
〃　ＥＸ―20型	〃　―２	〃　―２
〃　ＥＸ―21型	〃　―３	〃　―３
〃　ＥＸ―25型	〃　―４	〃　―４
〃　ＥＸ―28型	〃　―５	〃　―５
〃　ＥＸ―30型	〃　―６	〃　―６
アムズ　ＥＸ―32型	4―20Ｋ―１Ｄ―002	4―25Ｋ―１Ｄ―002
〃　ＥＸ―35型	〃　―１	〃　―１
〃　ＥＸ―38型	〃　―２	〃　―２
〃　ＥＸ―40型	〃　―３	〃　―３

○防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月十七日から同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十六日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。